

宮城県動物愛護センターふれあい広場利用規約

平成 29 年 5 月 1 日

宮城県動物愛護センター

(趣旨)

第1 この利用規約は、宮城県動物愛護センター（以下、センターという。）のふれあい広場（以下、ふれあい広場という。）の利用条件を定めるものです。ふれあい広場は、広く県民の方にご利用いただけます。ふれあい広場に関する利用上の注意やお知らせ（以下、併せて注意事項という。）もこの利用規約に含まれますので、ご利用になる前に必ずご参照ください。なお、この利用規約本文と注意事項の内容が異なる場合は、注意事項が優先して適用されます。

(ふれあい広場の開場日時)

第2 ふれあい広場の開場日及び開場時間は平日の午前 10 時から午後 3 時までとします。

(自己責任の原則)

第3 ふれあい広場は、利用者の自己責任とマナー・モラルに基づく節度ある利用を前提としています。したがって、ふれあい広場は利用者自身の責任によってご利用ください。なお、幼児及び児童等が利用する場合には、幼児及び児童等 3 名につき 1 名以上の保護者が付き添うものとします。

(動物とのふれあい方法)

第4 ふれあい広場の動物の一部については直接ふれあうことができます。ただし、幼児及び児童等がふれあう場合には、必ずサークル等に保護者も入り、人と動物の安全を常に確保してください。

(注意・禁止事項)

第5 注意事項及び禁止事項は以下のとおりです。

- (1) 広場内への火気類（花火・焚き火等）の持ち込みと使用を禁止します。
- (2) 広場内でのタバコの喫煙は禁止します。
- (3) 広場内へのペットの持ち込みを禁止します。ペット同伴の場合は、所定の場所への係留等をお願いします。
- (4) ゴミ等は各自お持ち帰りください。
- (5) 一般来場者の方のふれあい動物への餌やりは禁止します。
- (6) ふれあい動物への虐待行為は禁止します。虐待行為が認められた場合にはふれあい広場の利用をお断りするとともに、警察に通報する場合があります。
- (7) 動物とふれあう場合には、動物にストレスを与えないよう十分な配慮をお願いします。また、ふれあい方等について職員から指示があった場合には、その指示に従ってください。
- (8) ふれあい広場及び駐車場内での事故・トラブルについては、センターでは一切の責任を負いません。利用者間での協議・対処を行うこととします。
- (9) 上記各号の他、法令、又は利用規約に違反する行為、公序良俗に違反する行為、他の利用者などの第三者に対して妨害・不利益を与える行為を禁止します。

(注意・禁止事項の掲示)

第6 前項各号の他に、センターで運営上必要と認める場合には、注意・禁止事項を掲示する場合があります。

(利用形態)

第7 ふれあい広場の利用形態は以下の通りとします。

- (1) 通常利用：一般県民が、単独もしくは付き添いを含め15人以下のグループによる利用。
- (2) 団体利用：団体組織による利用（一般県民による利用でも、16人以上の場合には団体利用とします）。

(ふれあい広場の利用受付)

第8 ふれあい広場を利用する場合には、利用形態により以下の方法で利用の受付を行います。

- (1) 通常利用：利用当日に、ふれあい広場の受付簿に利用人数等を記載して受付してください。
- (2) 団体利用：事前にあらかじめ電話にてセンターまで利用の予約が必要になります。なお、団体利用は先着順とし、複数の団体の利用が重なった場合には利用をお断りする場合があります。利用当日は、ふれあい広場の受付簿に、利用人数等を記載して受付してください。

(利用料金)

第9 ふれあい広場の利用料金は無料です。

附 則

この利用規約は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この利用規約は、平成30年3月26日から施行する。